

札幌市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人情報保護条例の一部を改正する条例

札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。
- (2) 第16条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。
- (3) 第32条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。
- (4) 第48条第1項第1号を次のように改める。
 - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号に掲げる個人情報
- (5) 第48条第1項第2号中「調査票情報」の次に「(同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第6号の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の

整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル関係整備法」という。）第50条の規定の施行の日

(2) 第16条第3号ウの改正規定 デジタル関係整備法附則第2条の規定の施行の日

(3) 第48条第1項第1号及び第2号の改正規定 デジタル関係整備法附則第46条の規定の施行の日

（理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。